

試験分析・試作加工装置に関する利用規約

2012年6月8日制定

2014年10月21日改正

(趣旨)

第1条 この規約は、明治大学地域産学連携研究センター（以下「センター」といいます。）の試験分析・試作加工装置（以下「分析試作装置」といいます。）の利用について必要なことを定めています。

(目的)

第2条 分析試作装置は、明治大学（以下「本大学」といいます。）が、本大学の知的資源を有効活用することにより、神奈川県その他の地域における新技術・新事業の創出に資するため、テクノロジーインキュベーション室入居者及び中小企業者等の利用に供することを目的として設置しています。

(利用者)

第3条 分析試作装置を利用できる方（以下「利用者」といいます。）は、対象分析試作装置の基本的な操作が可能な方又は所定の操作講習を受講された方であって、次の各号のいずれかに該当する方です。

- (1) センターのテクノロジーインキュベーション室に入居している企業又は個人事業主
- (2) 神奈川県その他の中小企業者又は個人事業主
- (3) 本大学の教職員
- (4) その他特にセンター運営委員会が認めた方

(利用可能日及び利用可能時間)

第4条 分析試作装置の利用可能日及び時間は、次の各号に定めるとおりとします。ただし、センターが点検又は修理その他の理由で指定する日及び時間帯は除きます。

- (1) 利用日 本大学の休業日を除く日
- (2) 利用時間 9:00 から 18:00 まで（土曜日は 9:00 から 12:00 まで）

2 前項の規定にかかわらず、その性質上9時間を超えて自動連続運転を要する分析試作装置については、前項各号に定める利用日以外の日又は利用時間帯以外の時間帯にも利用を認める場合があります。ただし、この場合においても、分析試作装置の設置区域への利用者の立ち入りは利用日又は利用時間帯に限ります。

(利用申込み)

第5条 分析試作装置の利用を希望する方（以下「利用希望者」といいます。）は、

利用目的，利用日及び利用時間等の必要事項をセンター所定の「試験分析・試作加工装置利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に記入の上，受付窓口，電子メール，郵便又はファックスでセンターに申し込むものとします。

- 2 利用希望者が電子メール又はファックスで申し込む場合は，申込時に申込書写しを添付し，利用当日の受付時に申込書原本を提出するものとします。

（利用申込みの受付期間）

第6条 利用申込みの受付期間は，利用日の6か月前から7日前までとします。

（利用方法）

第7条 分析試作装置の利用方法には，利用時において本大学の教職員が立会いの上，対象装置の基本的操作の補助等を行う「立会い」による方法と，これを行わない「単独」による方法とがあり，第3条第3号を除く利用者については，センターが特に認めた方を除き，原則として「立会い」によるものとします。

- 2 分析試作装置の利用にあたっては，「単独」又は「立会い」のいずれの方法の場合も，利用者自身が装置の操作を行うものとします。「立会い」による場合であっても，センターは利用者の代理で分析試作装置の操作を行うことはないものとします。

- 3 分析試作装置の利用により得られたデータ等について，センターはいかなる証明も行わないものとします。

（利用料）

第8条 利用希望者は，本大学が別途定める「学校法人明治大学地域産学連携研究センター施設管理・利用規程」別表2に基づく利用料を本大学に対して支払うこととします。

（利用料の支払い）

第9条 分析試作装置の利用料は，一括前払いとし，利用希望者は，次の各号に定める期日までに，利用希望者の振込手数料負担で，センターが発行する「試験分析・試作加工装置利用料振込口座案内書（兼請求書）」において指定する銀行口座（以下「指定口座」といいます。）に振り込むこととします。

- (1) 利用日から30日以上前に利用申込みを行った場合

利用日の20日前まで

- (2) 利用日から30日前を経過後7日前までに利用申込みを行った場合

利用日の7日前まで

- 2 利用希望者は，利用料の振込みを行うとともに，金融機関の出納印のある振込依頼書その他利用料支払いの事実を証する書類をすみやかにセンターへ提出又は振込日時・金額をセンターに連絡するものとします。

- 3 消耗品の使用を伴う所定の分析試作装置については，利用にあたり消費した消

耗品の費用を利用者が負担するものとします。この場合において、利用者は、センターの発行する請求書に基づき、利用月の翌月20日までに、利用者の振込手数料負担で、費用を指定口座に振り込むものとします。

- 4 金融機関への振込依頼書・払込受領書をもってセンターの領収書と代えるものとします。

(利用の承諾)

第10条 センターは、申込書を受領し、利用料が指定口座に入金されていることを確認した後に、利用希望者に対する利用申込みの承諾を行います。

(承諾の連絡)

第11条 センターは、利用希望者に対して、利用申込みの承諾をしたことについて、文書、電子メール又はファックスで連絡します。

(禁止事項)

第12条 センターでは、次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 有機溶媒や重金属その他の廃液を実験排水設備に流すこと（センターの実験排水設備は酸及び塩基のみ中和が可能です）。
- (2) 第3条第3号を除く利用者が、分析試作装置の利用によって得られたデータについて、センターその他本大学の名称を用いて公表すること（センター又は本大学に設置されている分析試作装置を利用して得られたデータである旨を公表することを除く）。
- (3) 所定の場所以外で喫煙すること。
- (4) 他のセンター利用者又は近隣住民の迷惑となる行為をすること。

(利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止)

第13条 利用者は、分析試作装置を利用する権利について、その名目いかんを問わず、当該権利を第三者に譲渡すること、又は当該権利に質権等の担保を設定することその他一切の処分行為をすることはできません。

- 2 利用者は、分析試作装置を賃貸、使用貸借その他名目のいかんを問わず、第三者に利用させることはできません。

(利用の制限)

第14条 センターは、分析試作装置の利用申込みの内容が、次の各号に該当する場合は、利用の申込みを断ります。

- (1) 利用者が持ち込む分析対象物が、センターの管理運営上適当でないと認められるとき。
- (2) 分析試作装置又は他のセンターの施設・設備に損傷を与えるおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの設置目的を逸脱、又はセンターの品位を損なうおそれがあると

認められるとき。

- (4) 法令に反するとき。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (6) 利用者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者又はその構成員をいう。）であることが判明したとき。
- (7) センターの他の利用者に不都合又は支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (8) センターの管理・運営上、支障があると認められるとき。
- (9) 利用者が、センター関係者に対して、次の各号に掲げるいずれかの行為に及んだとき。
 - ア 虚偽の事実を告げる行為
 - イ 粗野又は乱暴な言動を用い、並びに迷惑を覚えさせるような方法で訪問又は電話する行為
 - ウ 暴行又は脅迫にわたる行為その他の違法な行為
 - エ 金銭の支払い、責務の免除、契約の締結又は便宜の供与その他のセンターによる給付で、センターが法律上の義務を負わないものを、センターの意思に反して求める行為
- (10) 利用者が、法令違反又は不公正な営業等によって社会的信用を失ったとき。
- (11) その他センターが不適當であると認めたとき。

（予約の解除及び利用の停止等）

第15条 センターは、次の各号に該当する場合には、予約済み又は利用中であっても、予約の解除、利用の停止又は解除等を行うことがあります。なお、その結果、利用者に損害が生じる場合があっても、センターは一切の責任を負いません。

- (1) 利用の承諾後に、利用者が前条各号のいずれかに該当すると認められたとき。
- (2) 申込書に虚偽の記載があったとき、並びに利用目的又は利用内容等がセンターが承諾した目的又は内容と異なっていることが認められたとき。
- (3) センター及び分析試作装置の利用に関して、センターが定める規程等を遵守しなかったとき。
- (4) 分析試作装置の利用に関して必要となる法令に定める関係官公庁への届出等を怠る、又はその指示に従わないとき。
- (5) 所定の期日までに利用料を指定口座に振込まないとき。
- (6) 天変地異その他の不可抗力によって、センターの利用ができなくなり、又は人身及び財産に危険が生じるおそれがあると認められるとき。

- (7) センターの運営上、やむを得ない事情が生じたとき。
- (8) その他この規約に定める事項に違反したとき。

(利用料の返還等)

第16条 センターは、前条第6号又は第7号以外の事由により、予約の解除又は利用の中止もしくは解除等をした場合は、事由のいかんにかかわらず、利用者から受領した利用料を一切返還しないこととします。

(利用者の責務)

第17条 利用者は、分析試作装置の利用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 利用者は、常に善良なる管理者の注意をもって分析試作装置を利用するものとします。
- (2) 利用者は、センターが定める規程及び利用規約等並びに関係法令の定める事項を遵守するものとします。
- (3) 個別の分析試作装置固有の利用条件については、別途細則に定めるとおりとし、利用者はこれを遵守するものとします。
- (4) 利用者は、分析試作装置を利用するために必要となる分析対象物及び加工材料（以下「分析対象物等」といいます。）の持ち込み及び搬出に伴う費用をすべて負担するものとします。分析対象物等の管理は、利用者自身の責任において行うものとします。
- (5) 利用者は、センターに持ち込んだ分析対象等を自らの責任において、すべて持ち帰るものとします。
- (6) 利用者は、分析試作装置の利用において、分析試作装置及び付随する設備について破損、紛失又は汚損を生じたときは、直ちにセンターの係員に連絡するものとします。
- (7) 利用者は、不測の災害や事故に備えて、利用前にセンターの非常口、避難誘導方法及び消火器の位置等確認するものとします。
- (8) 利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険又は傷害保険等に加入するものとします。
- (9) センターの周辺は住宅地となっているので、近隣住民への最大限の配慮に努めるものとします。
- (10) 利用者は、申込書に記載した目的、時間及び場所を厳守するものとします。
- (11) 同一室内に複数台の分析試作装置が設置されている分析試作装置室があるため、利用者は、お互いに他の利用者の迷惑となる行為を慎むものとします。
- (12) 分析試作装置の利用において、利用者が保有する営業秘密その他の情報の管理は、利用者自身がこれを行うものとします。これらの営業秘密等につい

- て、センター及び本大学は、いかなる秘密保持義務も負わないものとします。
- (13) 利用者は、分析試作装置の利用において、第三者が保有する著作権その他の権利を侵害しないものとします。なお、当該利用に関連して第三者からセンター又は本大学（以下本号において「センター等」という。）に対して損害賠償その他請求があった場合において、利用者は自らの責任及び費用によりこれを解決してセンター等に負担を負わせないものとし、生じた一切の損害についてセンター等を免責するものとします。
- (14) センターで発生した一般ゴミは、分別の上、センター内の所定の場所に捨てるものとします。ただし、一般ゴミ以外の粗大ゴミ等は、利用者が持ち帰るものとします。
- (15) センターには、荷物の搬入出用の駐車場はありますが、利用者の来所用の駐車場はありませんので、公共交通機関を利用して来所するものとします。
- (16) その他センターの利用に関しては、センターの係員と相談のうえ、その指示にしたがうものとします。

（立ち入り）

第18条 センター及びセンターが指定する者は、利用者が分析試作装置を利用中であっても、分析試作装置室に立ち入り、点検し、必要であれば、適宜の処置を講じることができるものとします。

（原状回復等）

第19条 利用者は、予約した利用時間を厳守し、当該時間内に利用施設、備品及び付帯設備等を本センターが定める現状に回復して、センター係員の点検を受けて、センターから退去するものとします。

（損害賠償）

第20条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、故意又は過失を問わず、センター及び相手方の被った損害を賠償するものとします。

- (1) 分析試作装置及び付随する設備について破損、紛失又は汚損を生じた場合。
- (2) 利用者が、センターの他の利用者等に損害を与えた場合。

（関係省庁等への届出）

第21条 利用者は、センターの利用に際して、法令に定められた関係省庁への必要な届出及び許可申請等並びに関係機関への届出等を自らの責任と負担において行うものとします。

（免責事項）

第22条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用者がこれによって損害を受けても、その損害を賠償する責を負わないものとします。

- (1) 第15条に定める事由により、予約の解除並びに利用の中止、停止又は解

除等をした場合。

- (2) 不測の事故，天変地異並びに官公署の命令及び指導等により，センターの利用が不可能な事態が生じた場合。
- (3) センターに地震，落雷又は火事等（以下「地震等」といいます。）が発生することが予想される旨の案内がセンターに流れたことによって，利用者が損害を受けた場合。ただし，地震等が実際に発生したかどうかは問わないものとしします。
- (4) センターの故意又は重過失によらない火災，盗難及び設備の故障等によって，利用者が損害を受けた場合。

(利用規約の改廃)

第 2 3 条 この利用規約を改廃するときは，運営委員会の議を経ることとします。

附 則

この規約は，2012年（平成24年）7月1日から施行します。

附 則

この規約は，2014年（平成26年）11月27日から施行します。（注 利用申込み方法，料金支払い方法，反社会的勢力排除，著作権その他の権利侵害防止に係る当該条項の改正）